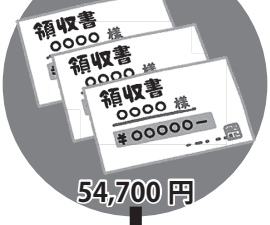


『医療費控除の明細書』の作成方法

- 令和4年中に支払った医療費の領収書を、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに分類してください。
- 分類した束ごとに、「医療費控除の明細書」へ1行ずつ記入してください。

花子さん・△△病院利用分
(1～12月の合計)



54,700円

1行目に記入

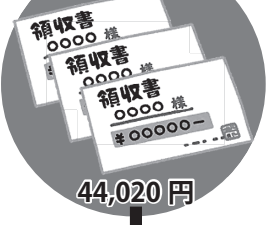
花子さん・□□薬局利用分
(1～12月の合計)



45,500円

2行目に記入

太郎さん・△△病院利用分
(1～12月の合計)



44,020円

3行目に記入

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
○ ○ 花 子	△ △ 病 院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	54,700 円	円
○ ○ 花 子	□ □ 薬 局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	45,500	
○ ○ 太 郎	△ △ 病 院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	44,020	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費		

平成令和 年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この控除を受ける方は、必ずマイナンバーカードを提示してください。

1 医療費控除に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細

3 医療費の合計

4 控除額の計算

5 控除後の所得

6 控除後の所得の計算

7 控除後の所得の計算

8 控除後の所得の計算

9 控除後の所得の計算

10 控除後の所得の計算

11 控除後の所得の計算

12 控除後の所得の計算

13 控除後の所得の計算

14 控除後の所得の計算

15 控除後の所得の計算

16 控除後の所得の計算

17 控除後の所得の計算

18 控除後の所得の計算

19 控除後の所得の計算

20 控除後の所得の計算

21 控除後の所得の計算

22 控除後の所得の計算

23 控除後の所得の計算

24 控除後の所得の計算

25 控除後の所得の計算

26 控除後の所得の計算

27 控除後の所得の計算

28 控除後の所得の計算

29 控除後の所得の計算

30 控除後の所得の計算

31 控除後の所得の計算

32 控除後の所得の計算

33 控除後の所得の計算

34 控除後の所得の計算

35 控除後の所得の計算

36 控除後の所得の計算

37 控除後の所得の計算

38 控除後の所得の計算

39 控除後の所得の計算

40 控除後の所得の計算

41 控除後の所得の計算

42 控除後の所得の計算

43 控除後の所得の計算

44 控除後の所得の計算

45 控除後の所得の計算

46 控除後の所得の計算

47 控除後の所得の計算

48 控除後の所得の計算

49 控除後の所得の計算

50 控除後の所得の計算

51 控除後の所得の計算

52 控除後の所得の計算

53 控除後の所得の計算

54 控除後の所得の計算

55 控除後の所得の計算

56 控除後の所得の計算

57 控除後の所得の計算

58 控除後の所得の計算

59 控除後の所得の計算

60 控除後の所得の計算

61 控除後の所得の計算

62 控除後の所得の計算

63 控除後の所得の計算

64 控除後の所得の計算

65 控除後の所得の計算

66 控除後の所得の計算

67 控除後の所得の計算

68 控除後の所得の計算

69 控除後の所得の計算

70 控除後の所得の計算

71 控除後の所得の計算

72 控除後の所得の計算

73 控除後の所得の計算

74 控除後の所得の計算

75 控除後の所得の計算

76 控除後の所得の計算

77 控除後の所得の計算

78 控除後の所得の計算

79 控除後の所得の計算

80 控除後の所得の計算

81 控除後の所得の計算

82 控除後の所得の計算

83 控除後の所得の計算

84 控除後の所得の計算

85 控除後の所得の計算

86 控除後の所得の計算

87 控除後の所得の計算

88 控除後の所得の計算

89 控除後の所得の計算

90 控除後の所得の計算

91 控除後の所得の計算

92 控除後の所得の計算

93 控除後の所得の計算

94 控除後の所得の計算

95 控除後の所得の計算

96 控除後の所得の計算

97 控除後の所得の計算

98 控除後の所得の計算

99 控除後の所得の計算

100 控除後の所得の計算

- ※高額療養費や保険金など医療費を補てんする金額は、医療費の合計額から差し引く必要があります。
- ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、明細書のほかに「健康の保持増進及び疾病予防への取組(健康診断、予防接種等)を行ったことを明らかにする書類」が必要です。
- ※詳しくは、国税庁ホームページの「医療費控除の明細書の記載要領」をご覧ください。

＜医療費控除の対象とならないもの(主な例)＞

- 予防接種の費用 ○健康診断の費用 ○タクシー代 ○眼鏡・補聴器等の購入の費用
- 風邪予防や健康増進のためのビタミン剤や漢方薬等の購入代金 ○入院時の差額料
- ※各費用については、状況によって対象となる場合もあります。

マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの記載および本人確認書類が必要になります！

本人確認では、「正しいマイナンバーであることの確認(番号確認)」および「記載したマイナンバーの持ち主であることの確認(身元確認)」を行う必要があります。

●マイナンバーカードをお持ちの方は



マイナンバーカード
だけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

●マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類



マイナンバー入りの住民票など

+

身元確認書類



運転免許証またはパスポートなど

ご自宅で、パソコン・スマートフォンなどから申告することができますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、ぜひ、e-Tax(電子申告)をご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。か、「確定申告電話相談センター」(滝川税務署Tel.22-2191)に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」を選択)でご相談ください。